

## 放送大学学園情報公開実施規程

平成15年10月1日  
放送大学学園規程第6号

改正 平成17年3月31日、平成18年3月27日、  
平成19年3月30日、平成21年3月31日、  
平成23年11月1日、平成28年3月15日、  
平成31年4月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づく放送大学学園（以下「学園」という。）における情報公開の実施に関し、必要な手続等について定める。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、放送大学学園法人文書管理規程（平成15年放送大学学園規程第3号。以下「法人文書管理規程」という。）第2条第1項に定めるものをいう。

(開示請求の受付)

第3条 学園における法人文書の開示請求（以下「開示請求」という。）の受付は、総務部総務課において行う。

2 開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）に対しては、法人文書管理規程第40条第1項に規定する放送大学学園法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

3 開示請求の受付に際しては、開示請求者に法人文書開示請求書（別紙様式第1号）又は任意の様式により法第4条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、放送大学学園の情報公開に係る法人文書の開示の実施方法及び手数料等に関する規程（平成15年放送大学学園規程第8号。以下「情報公開手数料等規程」という。）第3条第1項第1号に規定する開示請求手数料を現金で納付させる。ただし、郵送による開示請求の場合には郵便為替で納付させる。

4 前項の開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、補正を求めることができる。

5 開示請求書及び開示請求手数料を受領したときは、開示請求手数料の受領書を交付し、開示請求書の写しを交付する。

(委員会への意見聴取)

第4条 理事長は、前条の規定に基づく開示請求に係る法人文書の開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）を行うに当たっては、別に定める放送大学学園情報公開・個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くことができる。

(開示決定等)

第5条 理事長は、開示請求に係る法人文書の全部若しくは一部を開示すること又は全部を開示しないことを決定した場合には、当該開示請求者に対し次の各号により通知しなければならない。

一 全部又は一部を開示する場合 法人文書開示決定通知書（別紙様式第2号）

二 全部を開示しない場合 法人文書不開示決定通知書（別紙様式第3号）

(開示決定等の期限)

第6条 理事長は、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならない。ただし、第3条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合においては、開示請求者に対し、

遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を記した開示決定等の期限の延長通知書（別紙様式第4号）により通知しなければならない。

- 3 理事長は、開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る法人文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、第1項に規定する期日内に当該開示請求者に対し開示決定等の期限の特例規定の適用通知書（別紙様式第5号）により通知しなければならない。

（事案の移送）

- 第7条 理事長は、法第12条及び法第13条の規定により、事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、当該移送先の長に対し、開示請求に係る事案の移送依頼書（別紙様式第6号）を送付するとともに、開示請求者に対し、開示請求に係る事案の移送通知書（別紙様式第7号）により通知しなければならない。

（意見書提出の機会の付与等）

- 第8条 理事長は、開示請求に係る法人文書に法第14条第1項に規定する第三者（以下「第三者」という。）に関する情報が記載されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し法人文書の開示請求に関する意見の照会書（別紙様式第8号。以下「照会書」という。）により通知して、法人文書の開示に関する意見書（別紙様式第9号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

- 2 理事長は、法第14条第2項各号の規定に該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合はこの限りでない。

- 3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該第三者に対し、法人文書の開示決定通知書（別紙様式第10号）により通知しなければならない。

（開示の実施）

- 第9条 理事長は、法人文書の開示を受ける者（以下「開示を受ける者」という。）から、法人文書の開示の実施方法等申出書（別紙様式第11-1号又は別紙様式第11-2号）が提出されたとき又は法第15条第5項の規定により法人文書の開示を受けた者から法人文書の更なる開示の申出書（別紙様式第12号）が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、開示を受ける者に情報公開手数料等規程第3条第1項第2号に規定する開示実施手数料を現金で納付させなければならない。ただし、郵送により開示を実施する場合には、開示実施手数料を郵便為替で納付させなければならない。

- 3 法人文書の開示は、総務部総務課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合その他総務部総務課で開示することができない理由がある場合はこの限りでない。

- 4 前項の規定にかかわらず、開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該法人文書の写しを簡易書留により送付することとする。この場合、事前に当該郵送料を郵便切手で納付させなければならない。

（開示実施手数料の減免）

- 第10条 理事長は、情報公開手数料等規程第4条の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者に対し、開示実施手数料の減額（免除）申請書（別紙様式第13号）を提出させるものとする。

- 2 理事長は、同条の規定により開示実施手数料の減額又は免除の決定等をしたときは、当該開示を

受ける者に対し、開示実施手数料の減額（免除）決定通知書（別紙様式第14-1号又は別紙様式第14-2号）により通知しなければならない。

（移送された事案）

第11条 他の独立行政法人等又は行政機関の長から学園に移送された事案に係る開示決定等及び開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（審査請求）

第12条 理事長は、開示決定等について審査請求があったときは、委員会に意見を聴くものとする。

2 理事長は、法第18条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（別紙様式第15号）により諮問する。

3 前項の諮問を行った際は、理事長は、次の各号に掲げる者（以下「異議申立人等」という。）に対し、情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書（別紙様式第16号）により通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人

二 開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加者である場合を除く。）

4 理事長は、審査請求に対する決定をしたときは、審査請求人等に対し審査請求に係る決定通知書（別紙様式第17号）により通知しなければならない。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

# 法人文書開示請求書

放送大学学園理事長 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

ふりがな

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

TEL ( )

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・

ふりがな

氏名・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

## 記

### 1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

### 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 放送大学学園において開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料  
(1件 円)

放送大学学園で現金により納付してください。

なお、郵便で開示請求書を送付する際は、郵便為替により納付することもできます。詳細は担当にお尋ねください。

\*この欄は記入しないでください。

担 当	放送大学学園情報公開担当 〒261-8586千葉市美浜区若葉2丁目11番地(電話： - - )	
備 考		

## 法人文書開示決定通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付で請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

### 記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

- 3 開示の実施の方法等  
(1) 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

(2) 放送大学学園において開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当

〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地(電話: - - )

## 法人文書不開示決定通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のありました法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定したので通知します。

### 記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

\* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、放送大学学園理事長に対し異議申立てをすることができます。

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 開示決定等の期限の延長通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のありました下記の法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のありました法人文書については、  
下記のとおり独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定  
（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限  
（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行  
い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予  
定です。）

年 月 日（ ）

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）



## 開示請求に係る事案の移送依頼書

(他の独立行政法人等の長)  
【行政機関の長】

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項【第13条第1項】の規定により、下記のとおり移送します。

### 記

開示請求の あった法人 (行政)文書 の名称	
請求者名等	氏名： 住所：  電話番号：
添付資料等名	
備 考	

<連絡先>  
放送大学学園情報公開担当  
( )

TEL : - -  
FAX : - -  
E-mail : @

## 開示請求に係る事案の移送通知書

(開示請求者) 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のありました法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項【第13条第1項】の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

## 記

1 開示請求のあった法人文書の名称	
2 移送年月日	年 月 日
3 移送先の他の独立行政法人等の長【行政機関の長】	独立行政法人等の長【行政機関の長】 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地：  電話番号：
4 移送の理由	
5 備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の他の独立行政法人等の長【行政機関の長】が行うこととなります。 2 複数の独立行政法人等の長【行政機関の長】に移送が行われた場合には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることとなります。

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 法人文書の開示請求に関する意見の照会書

（第三者） 様

放送大学学園理事長 印

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり，当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため，同法第14条第1項の規定に基づき，御意見を伺うことといたしました。

つきましては，当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは，同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日  
年 月 日（ ）
- 3 上記法人文書に記録されている（あなた，貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出期限  
年 月 日（ ）
- 5 意見書の提出先

放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 法人文書の開示請求に関する意見の照会書

（第三者） 様

放送大学学園理事長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日  
年 月 日（ ）
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出期限  
年 月 日（ ）
- 6 意見書の提出先

放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 法人文書の開示に関する意見書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)  
氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、  
次のとおり意見を提出します。

### 記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 法人文書の開示決定通知書

（反対意見書を提出した第三者） 様

放送大学学園理事長 印

（あなた，貴社等）から 年 月 日付で「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については，下記のとおり開示決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

### 記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

年 月 日（ ）

\* この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に放送大学学園理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）  
また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，放送大学学園を被告として，処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 法人文書の開示の実施方法等申出書

放送大学学園理事長 殿  
 (ふりがな)  
 氏名又は名称  
 住所又は居所  
 連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

文書番号： 放総第 号  
 日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施の方法

\* 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部 ( )
		2	①全部 ②一部 ( )
		3	①全部 ②一部 ( )

3 放送大学学園において開示の実施を希望する場合、その希望日

4 「写しの送付」の希望の有無 [ 有 無 : 同封する郵便切手の額 円 ]

開示実施手数料	
_____円	

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地 (電話: - - )

## 法人文書の開示の実施方法等申出書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書（ 年 月 日付け放総第 号）で通知のあった法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項及び同施行令第9条第2項の規定に基づき、申出をします。

### 1 開示実施手数料

開示実施手数料  _____ 円	
------------------------	--

2 写しの送付による場合：同封する郵便切手の額 円分

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）



## 法人文書の更なる開示の申出書

放送大学学園理事長 殿

（ふりがな）  
氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

年 月 日付け放総第 号

3 最初に開示を受けた日

年 月 日

4 更なる開示の実施の方法等

放送大学学園において開示の実施を受ける場合、その希望日

「写しの送付」の希望の有無  有  無 : 同封する郵便切手の額 円

\* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 _____ 円	
--------------------	--

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 開示実施手数料の減額（免除）申請書

放送大学学園理事長

（ふりがな）  
氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

### 記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： 年 月 日・放総第 号）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付で申請のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）することと決定したので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

#### 2 開示実施手数料を減額（免除）する額

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当

〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

## 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付で申請のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

### 記

#### 1 対象となる法人文書とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

#### 2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

#### 3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に放送大学学園理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当

〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

放送大学学園理事長 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（「第9条の規定に基づく開示決定等」又は「第4条の規定に基づく開示請求に係る不作為」）について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

<連絡先>  
放送大学学園情報公開担当  
( )  
TEL : - -  
FAX : - -  
E-mail : @

(別紙)

1 審査請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等  (開示決定等の種類)  <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項)  <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号  (2) 開示決定等した者  (3) 決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 法人文書開示請求書 (写し) ② 法人文書開示決定等通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料 (第三者からの反対意見書等)

情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書

（審査請求人等） 殿

放送大学学園理事長 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）

審査請求に係る決定通知書

（審査請求人等） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで審査請求がありました件については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 審査請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る決定等	
3 審査請求に係る決定の理由	

\* 担 当 放送大学学園情報公開担当  
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話： - - ）